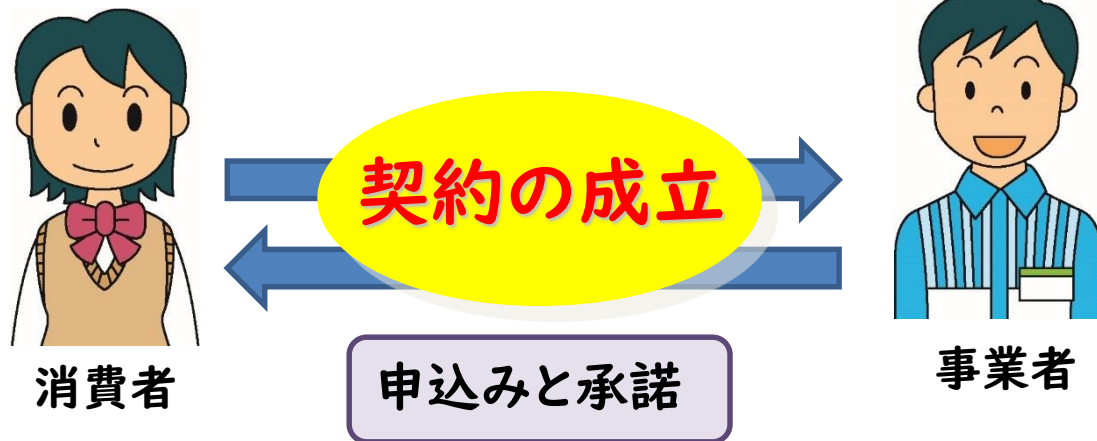


# ぐんま版消費者教育教材

## 4 未成年者契約の取り消し

群馬県 生活こども部 消費生活課

令和6年3月改訂



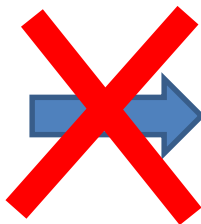
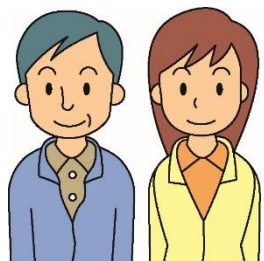
契約が成立すると・・・

お互いに契約内容を守る義務

一方的にやめることはできない

だけど・・・

## 未成年者契約の取り消し



事業者

保護者の同意なし

消費者が  
未成年者

未成年者契約の取り消し

未成年者が保護者の同意なく契約した場合、  
本人もしくは保護者は契約を取り消すことができる



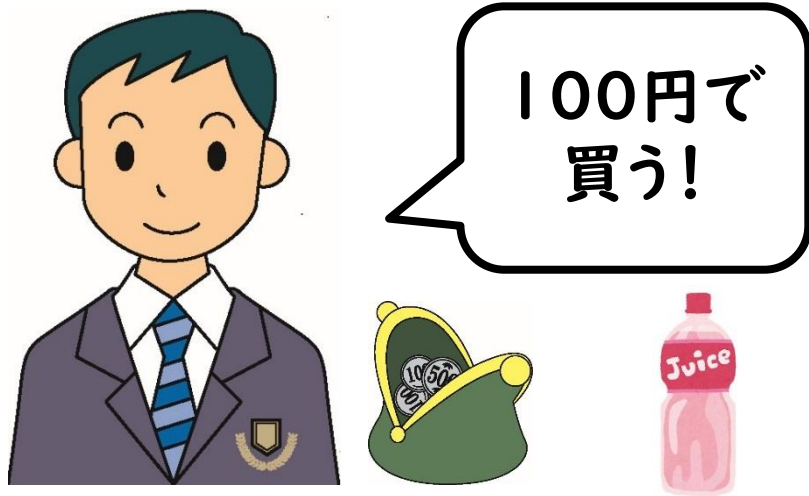
「未成年者契約の取り消し」



未成年者が  
契約したら、  
どんな場合でも  
取り消してできるの？

# 未成年者契約の取り消しができるのはどれでしょう

## ①こづかい程度の契約



## ②成人であると嘘をついた



## ③保護者の署名欄に未成年者が無断でサイン

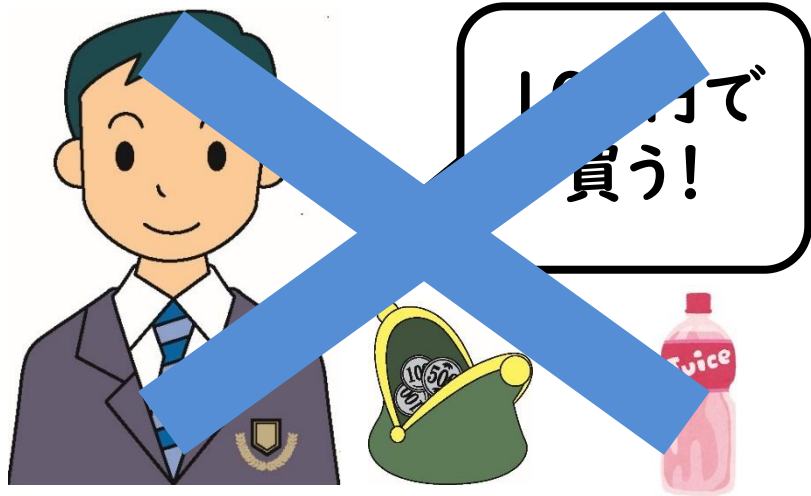


## ④保護者の同意がある場合

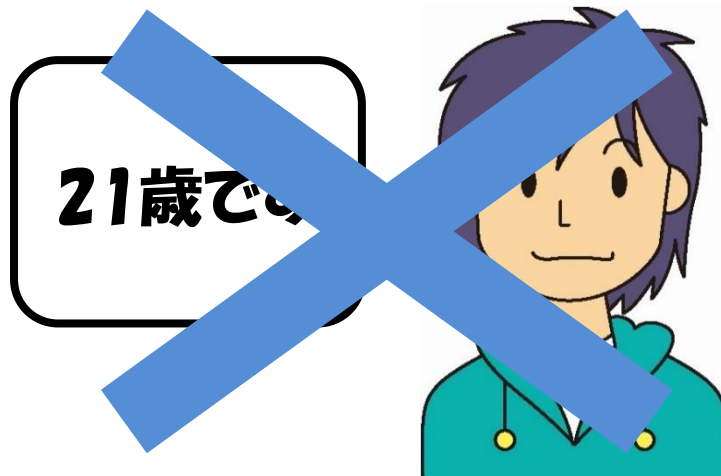


# 未成年者契約の取り消しができるのはどれでしょう

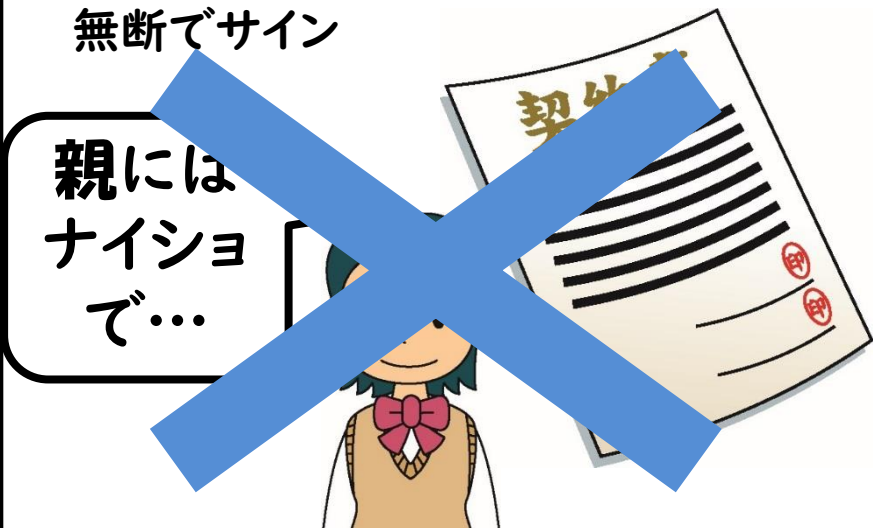
①こづかい程度の契約



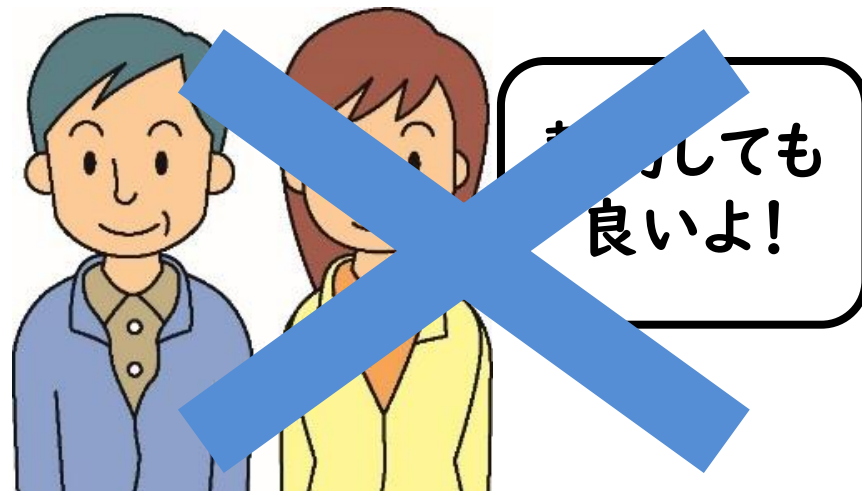
②成人であると嘘をついた



③保護者の署名欄に未成年者が無断でサイン



④保護者の同意がある場合



# 未成年者契約の取り消しは 契約に慣れていない未成年者 の強い味方



取り消しが認められない場合も  
あるので、安易に契約しては  
いけません。

# 成年年齢の引き下げ

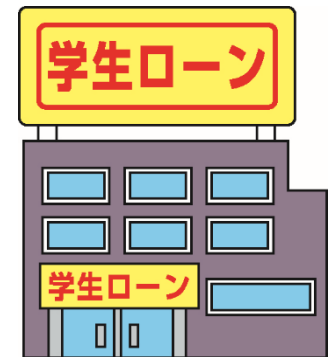
令和4年4月 改正民法の施行

## 成年年齢 20歳→18歳

- ・18歳になると高校生でも成年として扱われる

つまり…

- ▶ 高校生でもひとりで契約を結ぶことができる。  
例) 高額な買い物、アパート、スマートフォン、自動車
- ▶ 借金も自分でできるようになる



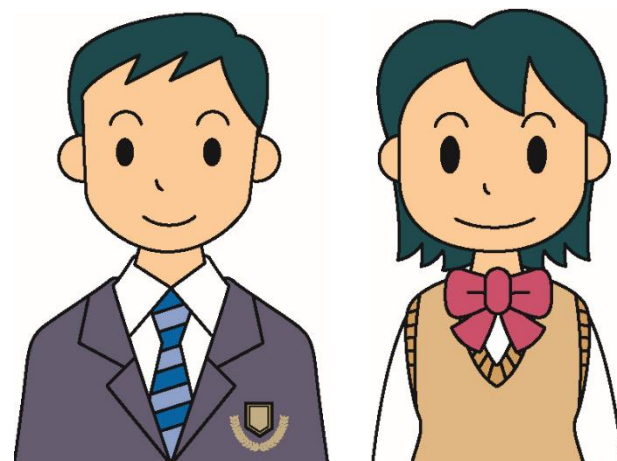
「未成年者契約の取り消し」ができなくなった  
**成人直後**を悪質業者は狙っている!



令和4年4月  
成年年齢が引き下げられたので…



悪質業者



18歳の高校生

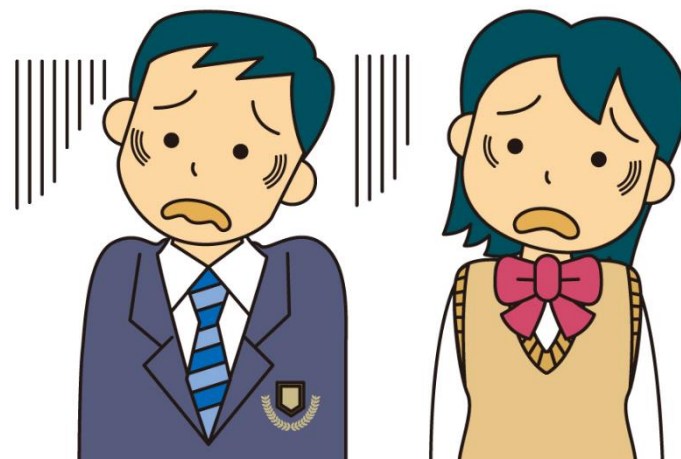
令和4年4月  
成年年齢が引き下げられたので…

成人!



悪質業者

悪質業者から  
狙われてしまう!



18歳の高校生

20歳で起きているトラブルが18歳で起きる懸念

質問：あなたが  
成人になるのは  
いつでしょう？



令和4年4月1日から  
成年年齢が20歳から18歳に  
引き下げられたので

18歳の誕生日から  
成人です



同じクラスの高校3年生でも…

17歳と18歳の契約の違い

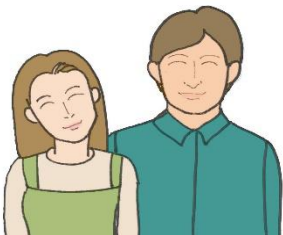
17歳 未成年

法律で保護されている

18歳 成人

契約はすべて自己責任

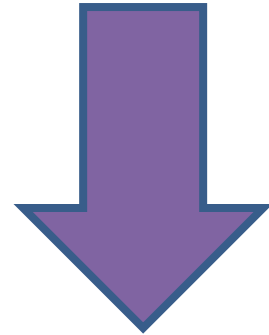
同意必要  
●  
同意ない  
場合取消



同意不要



成人になる前に



契約の仕組みやトラブル事例を  
知って、きちんと考えて  
行動できるオトナになりましょう!

## 【解説】

# 4 未成年者契約の取り消し

### ①10頁 「20歳で起きているトラブルが18歳で起きる懸念」

成人になると、高額な契約や借金関連の相談が急増します(2群馬県内の消費生活相談の概要6頁の統計データ参照)。マルチ商法などの友人関係を利用した悪質な勧誘が蔓延したり、アンケート等で生年月日を把握した悪質業者が成人になるのを待って接触してくる場合もあります。

また、インターネット通販のトラブルなどは未成年者からの相談も多くありますが、成人になると未成年者契約の取り消しが認められないのでトラブルの解決が難しくなるという点に注意が必要です。

「高校生には収入がないので借金できないのでは」という疑問もあるかもしれません。大学生に対して、アルバイト先を勤務先として記載させ年収を多く書かせて借入れを勧める業者もあるため、高校生であっても同様のことが懸念されます。

### ②13頁 「同じクラスの高校3年生でも・・・」

令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられました。高校3年生では、17歳の未成年者と18歳の成人が混在し、契約の場面で大きな差が生じます。契約には責任が伴うため、契約する前によく考え、不安を感じたら一人で判断せずに、家族や学校の先生、消費生活センターなどに相談した上で、判断してほしいものです。

### ③16頁 「契約以外に出来ること、出来ないこと」(参考資料)

契約以外で、18歳(成年)で出来ること、出来ないこと。

18歳になったら出来ること

## 結婚

女性の結婚年齢が  
16歳⇒18歳



10年有効のパスポート  
の取得



公認会計士や司法書士な  
ど国家資格の取得



裁判員と検察審査会審査員  
(令和5年～)



20歳になるまで出来ないこと

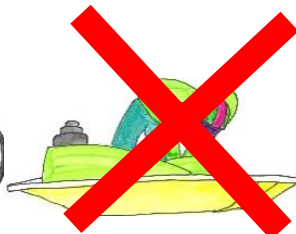
## 飲酒

## 喫煙



## ギャンブル

競馬・競輪・競艇・オートレース



19歳になるまで出来ないこと  
大型・中型自動車免許の取得

